第千四百九十八号

平成十六年

八月五日 木

日 道路の種類 線 名 三九号 般国道

Ξ 道路の区域

曜

大月市賑岡町強瀬字上平二二八番の五地先 大月市賑岡町強瀬字西山二〇七番の一地先 X 間 の 旧 別 新 旧 新 七・九~ 敷地の幅員 (メートル) 〇.九~ 四一・〇 (メートル) 延 長 四 四 八·五 八 五

都市計画事業の認可 (三件) 五二七 道路の供用開始......五二七 道路の区域変更...... 五二七

告

示

目

次

除去等の措置 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の 土地区画整理組合の定款の変更認可......五三〇 `.....五二九

開発行為に関する工事の完了について......五三一

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (二件)

換地処分の実施......

技能検定員等審査の実施.

公安委員会

実施について、中成十六年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の、平成十六年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の五三

告 示

山梨県告示第三百四十九号

域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年八月二十六日まで一般の縦 覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

平成十六年八月五日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

鰍沢町 施行者の名称

山梨県告示第三百五十号

Ш 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市 .建設部において、この告示の日から平成十六年八月二十六日まで一般の縦覧に供する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

平成十六年八月五日

秳 渃

五三〇

山梨県知事

Щ 本

栄

彦

種道類路の
路
線
名
区間
(メートル) 延 長
期日 開始の

山梨県告示第三百五十一号

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事 平成十六年八月五日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

県 公 報 第千四百九十八号 平成十六年八月五日

Щ

梨

五八

都市計画事業の種類及び名称

増穂都市計画道路事業 三・四・三青柳長沢線

Ξ

事業施行期間

平成十六年八月五日から平成二十一年三月三十一日

兀

1 収用の部分 山梨県南巨摩郡鰍沢町字起シ地内

使用の部分 なし

2

山梨県告示第三百五十二号

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事

平成十六年八月五日

山梨県知事 Ш 本 栄

彦

施行者の名称

= 都市計画事業の種類及び名称

増穂都市計画道路事業 三・五・十二中田一号線

Ξ 事業施行期間

兀

収用の部分

平成十六年八月五日から平成二十一年三月三十一日

2 使用の部分 山梨県南巨摩郡鰍沢町字八幡地先 (東川河川敷)

山梨県南巨摩郡鰍沢町字八幡及び字東田地内

山梨県告示第三百五十三号

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事 次のとおり告示する。

平成十六年八月五日

山梨県知事 Ш 本 栄 彦

施行者の名称

鯏沢町

都市計画事業の種類及び名称

増穂都市計画道路事業 三・五・十一北新町一号線

事業施行期間

Ξ

平成十六年八月五日から平成十八年三月三十一日

兀 事業地

1 収用の部分 山梨県南巨摩郡鰍沢町字起シ地内

2 使用の部分 なし

公 告

• 一般競争入札について

十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

のである。

平成十六年八月五日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

人事給与福利厚生システム用サー バ機器等

一 式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること

3 借入期間

平成十六年十月一日から平成二十一年九月三十日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

一般競争入札の参加資格

1 することができる者であること。 必要な資格等 (平成十六年山梨県告示第百六十七号)の一に定める競争入札に参加 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に

2 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供

この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る できる者であること。

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ

4

 \equiv 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

情報政策課システム管理担当 電話〇五五 二二三 一四一七

2 入札説明書の交付方法

所において交付する。を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)この公告の日から平成十六年八月二十七日(金)までの山梨県の休日を定める条

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

ステム管理担当に持参すること。 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県企画部情報政策課シ平成十六年八月十日 (火) から同月二十四日 (火) までの県の休日を除く毎日、

4 入札及び開札の日時及び場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)北別館四階マルチメディアルーム平成十六年九月十五日(水)午後二時(山梨県庁(郵便番号四〇〇)八五〇一

5 郵便による入札書の受領期限及び場所

6 入札方法

相当する金額を入札書に記載すること。であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百にり捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

7 入札の無効

その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

8 落札者の決定方法

) 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

もって有効な入札を行ったものを落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

その他

兀

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

光 除

契約保証金

3

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

4 契約書の作成の要否

更

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

Nature and quantity of the services to be required
 Computer equipment for personnel, remuneration and welfare program system

1 set

Date and time for tender

3 Bureau in charge

2:00PM September 15, 2004

Computer System Management Section, Information Policy Division, Planning

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の措

ことができないので、法第十九条の八第一項後段の規定により次のとおり公告する。いう。) 第十九条の五第一項各号に掲げる者 (以下「処分者等」という。) を確知する廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」と

山梨県知事 山 本 栄

彦

構ずべき支障の除去等の措置の内容

平成十六年八月五日

二条第一項の規定による産業廃棄物処理基準及び法第十二条の二第一項の規定による場から撤去し山梨県東八代郡一宮町国分千十四番地一に保管しているものを、法第十漏出による汚染物であって、知事が法第十九条の八第一項第四号の規定により投棄現う。)の入ったドラム缶四十一本及び当該ドラム缶からのテトラクロロエチレン等のて処分されたテトラクロロエチレンの混合物(以下「テトラクロロエチレン等」とい山梨県北都留郡上野原町八ッ沢千三百五番地(以下「投棄現場」という。)におい

Щ

梨

県 公

特別管理産業廃棄物処理基準に基づき適正に処分すること。

- 二 講ずべき措置の着手期限及び完了期限
- 完了期限 平成十六年九月十二日(日)着手期限 平成十六年八月十二日(木)
- 三 知事による措置

みがないときは、知事は、当該措置の全部又は一部を講じ、処分者等から当該措置に までに一に掲げる措置を講じないとき、講じても十分でないとき若しくは講ずる見込 要した費用を徴収する。 処分者等が二の一の期限までに一に掲げる措置に着手しないとき又は二の二の期限

兀 問い合わせ先

山梨県森林環境部廃棄物不法投棄対策室

(電話〇五五 二三三 一五一七)

土地区画整理組合の定款の変更認可

のとおり定款の変更を認可した。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、次

平成十六年八月五日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

組合の名称

富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合

事務所の所在地

Ξ

施行地区

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内

兀 設立認可の年月日

富士吉田市小明見字御伊勢山、

雨坪及び丸の各一部

平成二年十二月五日

五 事業施行期間

平成二年度から平成十六年度まで

六 変更認可の年月日

平成十六年八月五日

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

のとおり富士吉田市御伊勢山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があっ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次

平成十六年八月五日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

富士吉田市小明見三千百七十一番地	弘	羽田
富士吉田市小明見三千九百八番地の三	幸雄	佐藤
富士吉田市小明見三千百六十三番地	憲一	勝俣
富士吉田市小明見千五百三十の内一番地	— 作	勝俣
富士吉田市小明見三千七百八十七番地の四	泉	岩 村
住	名	氏

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

のとおり南アルプス市柿平土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次 平成十六年八月五日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

南アルプス市小笠原八百十七番地	柾行	新津
南アルプス市山寺四百十一番地	茂喜	小林
南アルプス市上宮地三千三百二十六番地	治 男	河野

● 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る開発の行為に

平成十六年八月五日

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

北巨摩郡大泉村谷戸字並木道八七二二の一部、八七二二の四五、八七二二の四九、八七二二の五三、八七二二の五四、八七二二の五二、八七二二の五一、八七二二の五九、八七二二の四の一部、八七二二の五の一部、八七二二の二の一部、八七二二の二の一部、八七二二の四の一部、八七二二の五の一部、八七二二の四の一部、八七二二の四の一部、八七二二の四の一部、八七二二の四の一部、八七二二の四の一部、八七二二の四の一部、八七二二の四の一部、八七四三の五の一部、八七二二の四の一部、八七四三の五の一部、八七二二の四四の一部、八七四三の五の一部、八七二二の四四の一部、八七四三の五の一部、八七二二の四四の一部、八七四三の一部、八七二二の四四の一部、八七二二の四五、八七二二の四四の一部、八七四三の五の一部の区域

| 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区南大塚二丁目四十五番八号 株式会社泉郷 代表取締役 吉留達也

) 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十六年八月五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

条字清水二五〇四の三、二五〇四の七、二五〇四の八、二五〇四の九及び二五〇四の五三の一八、六五三の一九、六五三の二四、六五三の一五、六五三の一三、六五三の一四、六五三の一五、六五三の一六、六五三の一七、六 六五三の七、六五三の八、六五三の九、六五三の一〇、六五三の一一、六五三の六中巨摩郡昭和町西条新田字村前六五三の一、六五三の四、六五三の五、六五三の六

一〇並びに字金山二五〇六の二及び二五〇六の八の区域

公共施設の種類、位置及び区域

公水道	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

) 換地処分の実施

平成十六年八月五日県営圃場整備事業(須玉地区第三工区)の換地処分を平成十六年七月二十二日実施した。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

山梨県知事 山 本 栄

彦

公安委員会

● 平成十六年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施につい

者講習を次のとおり実施する。 員指導教育責任者講習及び同法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十一条の三第二項第一号に規定する警備

平成十六年八月五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田

美

枝

警備員指導教育責任者講習

1 講習実施期日

を除く。)の午前九時から午後五時まで平成十六年九月二十八日 (火)から同年十月五日 (火)まで (土曜日及び日曜日

実施場所

Щ

梨県公報

甲府市宝 一丁目六番五号 | ニュー機山 (〇五五 | 二二 | 三二 八)

3 受講定員

三十名

受講対象者

4

講習の実施日において次のいずれかに該当する者

- 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 「 検定規則」という。) 第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号 以下
- 検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であって、

5 受講手続

- 提出書類
- チメートルの写真を各一枚はり付けること。) した正面、上三分身、無帽、無背景の縦三・○センチメートル、横二・四セン 警備員指導教育責任者講習受講申込書 正副二通 (申請前六か月以内に撮影
- 写真(①の申込書に添付したものと同規格のもの) 一枚
- (3) 備業者等の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴 4の」に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警
- に係る合格証の写し 4の)」に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する一級検定
- に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 | 4の三に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する二級検定
- 申込書提出先

ついては、甲府警察署) 申込人の住所地を管轄する警察署 (他の都道府県の区域内に住所を有する者に

受講手数料

三万七千円 (山梨県収入証紙により納付すること。)

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付し

6 受講申込書受付期間

を除く。)の午前九時から午後五時までとする。 平成十六年八月二十五日 (水) から同年九月八日 (水) まで (土曜日及び日曜日

機械警備業務管理者講習

講習実施期日

平成十六年九月十四日 (火) から同月十七日 (金) までの午前九時から午後五時

まで

2 講習実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山(○五五 二三二 三三一八)

3 受講定員

受講手続

4

提出書類

メートルの写真を各一枚はり付けること。) た正面、上三分身、無帽、無背景の縦三・○センチメートル、横二・四センチ 機械警備業務管理者講習受講申込書
正副二通(申請前六か月以内に撮影し

写真(①の申込書に添付したものと同規格のもの) — 枚

申込書提出先

ついては、甲府警察署) 申込人の住所地を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者に

受講手数料

三万八千円 (山梨県収入証紙により納付すること。)

なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付し

受講申込書受付期間

。)の午前九時から午後五時までとする。 平成十六年八月九日 (月) から同月十八日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く

Ξ 講習の委託

講習は、社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。

兀 修了証書の交付

者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。 講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、警備員指導教育責任

五 その他

受講者が受講に当たり持参すべきもの

筆記用具

2 その他

両講習とも受付期間中であっても、定員に達した場合は、受付を締め切る。

講習場所における駐車場の確保が困難であるので、受講者は、公共輸送機関等

を利用すること。

昼食については、各自で用意すること。

3 問い合わせ先

二三五 二一二 内線七一一 五一二) に問い合わせること。 講習についての質疑は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五五

技能検定員等審査の実施

項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査 (以下「技能 導員審査」という。)を次のとおり実施する。 検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運 転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査 (以下「教習指 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。) 第九十九条の二第四

平成十六年八月五日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

審査の種類

1 技能検定員審査

許」という。)、普通自動車運転免許 (以下「普通自動車免許」という。) 並びに に係る各技能検定員審査 大型及び普通自動車第二種運転免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。) 大型、大特、大自二、普自二及び牽引自動車運転免許 (以下「特定第一種運転免

2 教習指導員審査

特定第一種運転免許、普通自動車免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習

指導員審査

審査日時及び場所

1 審査日時

平成十六年九月六日 (月)及び九月十日 (金)

(午前九時から午後四時まで)

2 審査場所

山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県運転免許センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成十六年八月六日 (金) から平成十六年八月二十七日 (金) まで

2

Щ

梨

県 公 報

第千四百九十八号

平成十六年八月五日

教習所指導係 山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課

四 審査内容

技能検定に関する技能及び知識 技能検定員審査

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

技能検定員審査

特定第一種運転免許 一万四千七百五十円

普通自動車免許

二万五百円

大型自動車第二種免許等

二万二千五十円

教習指導員審査

特定第一種運転免許 九千八百五十円

普通自動車免許

 (Ξ) 万二千百五十円

大型自動車第二種免許等 万二千五百五十円

なお、山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 電話〇五五 (二八五)〇五三三内線五九二) に問い合わせること。 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課 (

2 るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

する者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようと

すること なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し申請 は教習指導員資格者証を提示すること。

発行者	山梨県
山梨	県公報
県甲府市丸の内一丁目六番一号	第千四百九十八号
] 目六番一号	平成十六年八月五日
印刷所 ㈱サ	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
	五三四